

令和4年6月28日

白河市教育委員会

6月定例会会議録

令和4年6月白河市教育委員会定例会会議録

日 時 令和4年6月28日(火)
開 会 午後3時00分
閉 会 午後4時32分

場 所 白河市役所 正庁

報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 各課所報告

議 事

- 議案第29号 白河市就学援助条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第30号 白河市教育事務評価検証委員会委員の委嘱について
- 議案第31号 白河市いじめ対策連携協力会議委員の委嘱について
- 議案第32号 白河市障害児就学指導審議会委員の任命について
- 議案第33号 白河市障害児就学指導審議会専門調査員の任命について
- 議案第34号 白河市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第35号 白河市図書館協議会委員の任命について

○ 出席委員

教育長 芳賀 祐司 1番委員 高橋 顕 2番委員 北條 睦子
3番委員 沼田 鮎美 4番委員 瀧澤 学

○ 欠席委員

なし

○ 出席説明員

教 育 部 長	水野谷 茂	教 育 総 務 課 長	藤井 浩司
学 校 教 育 課 長	稲川 竜寿	生涯学習スポーツ課長	近内 友明
中央公民館長	井上 健一	図 書 館 長	中沢 孝之
健康給食推進室長	鈴木 正美	学 校 教 育 課 主 幹	仁科 英俊

○ 書記

教育総務課課長補佐 高久 忠雄 教育総務課主査 大塩 健一

○ 傍聴人 なし

【午後3時00分開会】

日程第1 開 会

○教育長

これより令和4年白河市教育委員会6月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第2 会期の決定

○教育長

次に日程第2会期の決定ですが、白河市教育委員会会議規則第4条の規定により、本日1日間といたします。

日程第3 書記の指名

○教育長

次に日程第3書記の指名を行います。書記には教育長において高久教育総務課課長補佐、大塩教育総務課主査を指名します。

日程第4 教育長報告

○教育長

次に日程第4教育長報告に入ります。私から2点報告申し上げます。

1点目ですが、大変お忙しい中にもかかわらず、学校訪問にたくさん参加していただき本当にありがとうございました。各校長も日頃お会いすることがあまりない他の地区の教育委員の方に訪問していただき、しかも感想をお話いただけたことを喜んでおりました。同じ市内の小学校でも、中学校でも同じ学校はないと感じたことと思います。また、いくつもの授業を見ていい雰囲気の良い授業とはどういうものかを感じられたのではないかと思います。教師の力量をさらに高めていきます。また、各学校は学校毎に何らかの課題を抱えています。その解決のため行政として支援をしていきたいと思っておりますので、これからも様々なご意見、ご助言をよろしくお願い致します。

2点目です。新型コロナウイルス感染症対策ですが、すべての小学校で運動会が実施でき、中学校では県南中体連総合大会が人数の制限はありましたが、保護者に参観してもらいながら開催できました。中学3年生にとってよかったと思っております。また、児童生徒に感染者が1名確認された場合の対応を6月1日より、学級閉鎖をせず3日間の健康観察強化としました。これは今まで3日間の学級閉鎖をしてきましたが、その期間中に多くの場合新たな感染者がでなかったこと、児童生徒の学びの機会の確保、学級閉鎖による保護者の仕事への影響を考えたからです。

今後も感染者数の動向を見ながら対応していきたいと思っております。以上です。

日程第5 議 事

○教育長

次に日程第5議事に入ります。それでは、議案第29号「白河市就学援助条例施行規則の一部を改正する規則」を議題とします。内容の説明を求めます。

○学校教育課長

白河市就学援助の対象費目及び支給額につきましては、文部科学省による要保護児童生徒援助費補助金の予算単価を基準にして決定していますが、その予算単価が改正されましたので、同様に小学校の新入学児童生徒学用品費について3千円増額するため、規則の別表を改正するものです。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○高橋委員

小学校だけ文科省が改正した理由について教えてください。

○学校教育課長

申し訳ございませんが、そこまでは把握しておりませんでした。

○高橋委員

分かりました。増額されたので良かったと思います。ありがとうございました。

○教育長

もし分かれば後で来月の会議のときにお話いただければと思います。

○教育長

その他ございますか。それではこれにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第29号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。次に議案第30号「白河市教育事務評価検証委員会委員の委嘱について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○教育総務課長

議案書の3ページをご覧ください。白河市教育事務評価検証委員会の委員につきましては、設置要綱に基づき毎年委嘱しております。昨年に引き続き、記載の3名の方に委嘱をするもので、学識経験を十分に有している方々でございます。任期につきましては、令和4年7月1日から令和5年3月31日まで、発令年月日は令和4年7月1日となります。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第30号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○教育長

次に議案第31号「白河市いじめ対策連携協力会議委員の委嘱について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○学校教育課長

白河市いじめ対策連携協力会議委員について、5ページ記載のとおり委嘱をするものです。任期は令和4年7月1日から令和5年6月30日まで、発令年月日は令和4年7月1日です。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第31号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。次に議案第32号「白河市障害児就学指導審議会委員の任命について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○学校教育課長

議案書6ページをご覧ください。白河市障害児就学指導審議会委員について、記載のとおり任命するものです。任期は令和4年7月1日から令和6年6月30日まで、発令年月日は令和4年7月1日です。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○沼田委員

地域に偏りがあるようですが、新任、再任の内訳を教えてください。

○学校教育課長

1号委員として、表の4列目から6列目に記載しております表郷小学校長、表郷中学校長、大沼幼稚園長の3名が、2号委員として、表の11列目に記載しております県中児童相談所白河相談室副主任心理判定員の1名が新任となっております。表郷地域の方が多くですが、審議に影響はないと考えております。

○瀧澤委員

1号委員と2号委員の違いを教えてください。

○学校教育課長

1号委員は学識経験を有する者で、2号委員は福島県の職員となっております。

○瀧澤委員

今までの審議会などの委員は、各学校からバランスよく選ばれていましたが、沼田委員もおっしゃったように、表郷地域の方が多くのように感じましたが、あまり考える必要はないのでしょうか。

○学校教育課長

審議を行う方は、特別支援に造詣の深い方で、誰でもできるものではございません。自分の学校の子を審議するのがメインではありませんので、経験ある立場からご意見をいただ

いて審議するというので、たまたま地域に偏りがありましたが、子どもの審議そのものに地域性が反映されるものではないと理解しております。

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第32号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○教育長

次に議案第33号「白河市障害児就学指導審議会専門調査員の任命について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○学校教育課長

議案書7ページをご覧ください。白河市障害児就学指導審議会専門調査員として記載の2名の方を任命するものです。昨年度と同じ方となっております。知的障がいの場合には知能検査が必要になりますので、知能検査を医療機関で受けていただくわけですが、様々な事情で医療機関を受けることが困難な場合、特例的に委員に検査をしていただいております。また、各校に特別支援教育支援員を毎年配置しておりますが、各学校からの配置要望を受け、各学校を調査員の方に訪問していただき、どの程度支援員が必要な状態なのかを委員に見極めていただいております。任期は令和4年7月1日から令和6年6月30日まで、発令年月日は令和4年7月1日です。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○瀧澤委員

議案第32号の審議会委員と、議案第33号の審議会専門調査員との違いを教えてください。

○学校教育課長

審議会委員ですが、各学校より次年度の子どもの就学について、特別支援学級に就学した方が良いのか、若しくは支援学校が良いのか、あるいは通常級で学んだ方が良いのかといった審議依頼が出されます。審議会委員は、保護者の意向、学校での様子、医療機関の診断書

など様々な資料をもとに審議を行い、「この子は支援学級の就学が適しているのではないかな」などの専門的な意見をいただく委員です。審議会専門調査員ですが、知能検査といった特別な検査をするほか、支援員の配置については予算に限りがありますから、学校訪問をして、どこの学校に配置した方が良いのかということのご意見をいただく委員です。

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第33号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。次に議案第34号「白河市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○中央公民館長

議案書8ページをご覧ください。白河市公民館運営審議会委員について、記載のとおり委嘱するものです。表の1、2列目の方が学校教育の関係者、表の3列目から5列目までの方が社会教育の関係者、表の6列目の方が家庭教育の向上に資する活動を行う者、表の7列目から10列目までの方が学識経験のある者です。任期は令和4年7月1日から令和6年6月30日まで、発令年月日は令和4年7月1日です。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第34号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。次に議案第35号「白河市図書館協議会委員の任命について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○図書館長

議案書9ページをご覧ください。白河市図書館協議会委員について、記載のとおり任命す

るものです。表の1、2列目、6列目の方が再任となり、3列目から5列目までの方が新任となります。任期は令和4年7月1日から令和6年6月30日まで、発令年月日は令和4年7月1日です。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第35号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 各課所報告

○教育長

次に日程第6各課所報告に入りますが、「全国学力・学習状況調査の結果公表について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって同案件につきましては、非公開として後ほど報告することといたします。それでは、行事報告、行事予定について、教育総務課から順次報告をお願いします。

(教育総務課長から順次報告)

○教育長

次に「白河市立学校における医療的ケアの実施について」の報告をお願いします。

(学校教育課長 報告)

○教育長

その他各課所からございますか。

(その他なし)

○教育長

それでは、これより一般質問に入ります。各課所報告及び本市の教育行政一般に関し、ご質問をお受けいたします。

○高橋委員

7月8日に行われる「いじめ対策連携協力会議」の会議では、どのようなことをやろうと企画しているのか、教えていただければと思います。

○学校教育課長

議案書5ページの白河市いじめ対策連携協力会議委員名簿をご覧ください。会津大学の荻間澤勇人教授は、Q-Uテストに大変造詣の深い先生で、継続して白河でご支援いただいている先生です。その先生にご来庁いただきまして、Q-Uテストの有効的な活用の仕方などのお話を頂戴したいと思います。本講演以外につきましては、各校の生徒指導主事等が集まっておりますので、いじめが発生したときの対応等の確認、関係機関との連絡調整、連携の仕方などを確認する目的で開かれております。

○北條委員

白河市立学校における医療的ケアの実施についてですが、痰の吸引、経管栄養、導尿等などのケアを行われるようですが、近隣の学校でこのような事例などはございますか。

○学校教育課長

近隣でも行われているところがあることは伺っておりますが、具体的にどこの学校で行われているかまでは把握しておりません。もうすでに、全国的にこういったものは、必要に応じて整備して、進めなければいけないことになっております。そのため、白河市でも整備をするものです。

○北條委員

このような医療的ケアを受けられる子は、普通に座って授業を受けることは難しいと思われませんが、保健室などで授業を受けることになるのでしょうか。

○学校教育課長

障がいが重くて、通常の学校では困難な場合は、支援学校を選択されるようになるかと思いますが、なんとか支援員、看護師が付けば通常学級でも対応できるであろうということであれば、そのような対応をします。タブレットやICTもございますので、その子の障がいに応じて、どのように有効に活用するか、今後の課題になってくるかと思えます。なるべく

障がいをもった子ども、あるいは親御さんの要望に寄り添った形で対応できればと思います。

○瀧澤委員

今の質問に続いてですが、医療的ケアを実施するため要綱を定めたのは、対象となる子どもがいるためなのか、若しくは時代の流れで各市町村がこのような要綱をつくられているということなのでしょう。

○学校教育課長

このようなものは対象となる子どもが出てくる前に整えておくのが望ましいと思います。本市においても肢体不自由のお子さんはゼロではありません。いつそういうお子さんが就学を希望したときにでも対応できる準備をしておきたいと考えております。ただ、医療的ケアの利用に該当するかどうかは、審議会で審議をいただかないと分かりません。

○瀧澤委員

要綱の第3条に医療的ケアの内容として、具体的に書かれていますが、例えばこういった状態ではなく、他の医療的ケアが必要な子どもが入学したいというときは、また新しく第3条のような規定をつくっていくということでしょうか。

○学校教育課長

学校で行える医療的ケアについては限られていますので、それ以上になりますと治療行為になるかと思います。一般的に医療的ケアとして認められているものとして、吸引などを第3条に規定しております。

○沼田委員

この実施要綱は何かを参考にしてつくられたものなのでしょう。

○瀧澤委員

他市町村の取組みなども参考にさせていただいて、白河市として定めております。

○高橋委員

同じく医療的ケアに関してですが、費用、経費等の保護者の負担についてはどのように考えておりますか。

○学校教育課長

要綱第10条に保護者の責務を定めており、それを超えるものに関しては、市で支援す

る必要があると考えております。当然ながら予算を確保しなければなりませんし、何よりも看護師の確保をしていかないといけないので、早めにこういった要綱を整備して、体制を整えたいと考えています。

○高橋委員

もう1点ですが、校長が定めるものとして、医療的ケア個別実施マニュアルと、緊急時対応マニュアルがありますが、ゼロからつくるのは大変なので、例示のようなものがあれば、それを基にいろいろと工夫をして定められると思いますので、そういう情報を先進的に行っているところから集めていただいて、ご準備いただければと思います。

○学校教育課長

おっしゃるとおりで、学校だけの負担ではなかなか難しいでしょうから、そのような先進事例なども紹介しながら、学校でスムーズに体制づくりができるように、サポートしていきたいと思っております。

○教育長

医療的なケアは、すでに学校で行っております。学校では、アレルギーの子どもの対応として、万が一のときに保健室の先生がおりますが、職員も全員エピペンの打ち方を練習します。アナフィラキシーになったときのマニュアルがあります。また、糖尿病の子どもで、お昼に自分で血液をとって血糖値を図り、注射を自分で打っている子どももおりました。医療的なケアに準ずるものは、学校の中に入ってきているのかなと思います。それに対するマニュアルとか、職員同士が広く分かっているなければ、不測のときに対応できなくなってしまうと思います。集団の中で子どもたちが生活しているから、何があるか分からないし、持病をもっている子どももたくさん入ってきております。

○教育長

これにて一般質問を終了いたします。次に日程第7その他に入ります。各課所の取組や課題などについて、ご意見ご質問等がありましたら、この場で取り上げたいと思っておりますが、何かございますか。

○北條委員

6月議会では、一般質問の1日目に参加させていただきました。毎回勉強になりまして、大木議員さんの質問では、市内の幼稚園の給食について、父兄の方から完全給食にして欲しいといった要望が高まっているということなど、議会の一般質問を通じて知ることができました。議会だよりだけでは知ることができないようなことも、分かりやすく聞くことができて良かったです。

○高橋委員

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というものがあまして、それで学校給食等の負担軽減、子育て支援という形で使えるということが新聞に書いてあまして、そのような制度があるのかお聞きしたいことと、もしあるのであれば、白河市ではそれに対するの検討はされるのかどうかお聞かせください。

○教育部長

コロナ交付金の中にそのメニューがありますので、市として活用することも現在検討中です。各学校と給食センターでは、給食資材の試算をしながら、安い食材を探し、対応している状況であり、現時点では何とか間に合っています。ただこれ以上高騰が続くと結構大変なので、コロナ交付金の活用について検討しております。

○瀧澤委員

表郷地区と大信地区が過疎に認定されたことによって、補助金などが有効的に使うことができるかと聞いたのですが、教育委員会として過疎指定を受けた地域で、これから具体的にこういったものやってみたいなものが現状であるのであれば教えてください。

○教育部長

表郷と大信地区が過疎指定になったので、そこについての教育的な配慮や、事業予算については現在検討中です。

○瀧澤委員

大信の小学校が統合したので、大信小学校を見せてもらいましたが、古くて狭いと感じました。過疎指定の補助金を使い、新しい学校を建てることもできるのかなと思ったのですが、その辺はどうなのでしょう。

○教育総務課長

過疎の指定を受けると、使えるのは補助金ではなく借金となります。借入をして、借入の返済について国の助成が受けられるという仕組みになっています。そのため、返していかなければならないということが前提ではありますが、県南地区でも過疎を受けているところで、そういったものを使い、ハード事業として建物の整備をしているところもあります。あるいは借りたお金を合併のときのように、特例基金として積み立てるといような仕組みも同じようにあり、そういったものを、どういったものに使うかというのは、庁内で会議を行い、計画にのせて、国の認定を受けて使っていくということになります。各地域に、もちろん教育的部分の支援で必要なものがあるかもしれないですし、あるいは、そういった視点で見たときに、地域を限定するのかどうかという議論も一方ではあるか

もしもせし、様々な議論をしたうえで、ハードによらずソフトに使えるというのもあり、今後検討していく予定になっています。途中経過などの情報等を皆さんにも出していければ良いのかなと思っていますが、まだ内部の検討中ですので、委員さんのお考えを聞いたうえで、そういったところも含めて、庁内の中でも課長級、部長級などによって様々な会議が予定されておりますので、そういった場で検討していきたいと思っております。

○瀧澤委員

過疎の指定を受けるということは、子どもも少ないということもあると思います。親が住みたくなければ、子どもは住まないでしょうから、具体的に学校を作りたいといっただのは、一つの例として言っただけで、ぜひ、子どもたちが住みやすいとか、環境を良くしてあげるような、ハードでもソフトでもぜひお願いしたいなと思ひ、質問させていただきました。ありがとうございます。

○沼田委員

今年梅雨明けが早く、これからより暑くなっていくと思ひます。朝の登校時の制服着用についてですが、朝といえども結構気温は上がってきており、制服を着て登校することが市内で統一されているかと思ひますが、その辺は柔軟に対応した方が良くと思ひました。また、マスクを外すように呼び掛けているのかもしれませんが、日本人の特徴なのか、外す人は少ないと思ひます。暑さ対策というところで、教育委員会側から、「暑い日は運動着で登校しても良いですよ」といったような、何かそういった働きかけがないと、暑さを我慢して登校することになってしまうのかなと思ひました。他の地域の取組みで、給水機がある学校がありまして、これは良いなと思ひました。また、お昼に氷を配って、水筒などに水道水を入れる取組みもありました。制服での登校でなければ、サブバックを持つ必要がなくなりますし、軽装にもなると思ひるので、柔軟に考えていただきたいなと思ひ、意見をさせていただきました。

○学校教育課長

私は、大人から率先してマスクを外さないといけないと思ひています。大人から率先してやっていくというのは大事だと思ひています。子どもの命を守るために、そういう社会の雰囲気醸成していくというのは大事だと思ひます。制服についてですが、登校時に制服を着用することを、市内で統一しているわけではございません。各学校の判断で行っております。例えば、自転車通学を認めている学校においては、女子はスカートではなくジャージの着用を認めるなど、それぞれの学校で判断しております。頂いたご意見ですが、本当に大事な視点だと思ひます。暑さを我慢して、子どもたちの具合が悪くなってしまっただは、本末転倒ですので、その辺は保護者の方に声を上げていただいて、学校とよく相談していただければと

思います。あと、学校によっては、冷水機を準備しております。中学校では部活動がありますので、製氷機を準備している学校もあります。各学校の予算の中で優先順位をつけていただき、整備していただくと良いのかなと思います。上手に活用して熱中症の予防を行っていただきたいと思います。

○沼田委員

ありがとうございます。保護者から学校に呼び掛けることも大事だともちろん思っていますが、このような話が出たことをぜひ、校長会や教頭会の方にもお話していただければありがたいと思います。

○教育長

それでは、「全国学力・学習状況調査の結果公表について」の報告に入りたいと思いますので、これより非公開といたします。

(以下非公開)

○教育長

それでは、全ての日程が終了しましたので、以上で白河市教育委員会6月定例会を閉会いたします。

【午後4時32分閉会】